

令和元年

第12回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

## 令和元年第12回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和元年12月19日 午前10時開会  
午前11時00分閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第4会議室

### 出席者

1. 遠藤 利光    3. 北島 義昭    4. 小鹿倉 薫  
5. 佐伯 達哉    7. 佐藤 満雄    8. 澤井 武  
9. 関 藤子    10. 田中 賢治

### 事務局

- 事務局長 関 慎一                      事務局長補佐 関 吉孝  
農政係主任 冷水 英介                農政係主事 吹春 雄章  
嘱託員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議題

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書 1件  
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件

### 5. 協議事項

- (1) 北多摩西部地区農業委員会検討会の開催について  
(2) 農地利用状況調査の指導対象者への指導改善状況について

### 6. 報告事項

- (1) 第39回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定について  
(2) 第59回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について

### 7. その他

【北島会長】 おはようございます。定刻となりましたので始めさせて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。議事録署名人は、遠藤委員と小鹿倉委員にお願いします。議題（1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届書1件、よろしくお願い致します。

【事務局長】 資料1ページをお開きください。番号1、議案番号10、届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況は表記のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。これは佐藤満雄委員、よろしくお願い致します。

【佐藤委員】 もう既に農地ではなく、駐車場として使われていたところを住宅地につくるものでありまして、問題がないと思っております。

【北島会長】 ありがとうございます。他の委員から何か意見はありますか。よろしいでしょうか。  
（「はい」の声あり）

【北島会長】 では、次に行きたいと思っております。（2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書1件、よろしくお願い致します。

【事務局長】 それでは、資料3ページをお開きください。番号1、議案番号9、譲受人住所・氏名、譲渡人住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況、賃貸借関係は表記のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。これは佐伯達哉委員、よろしくお願い致します。

【佐伯（達）委員】 先日、農地パトロールにおいてわかりました。その際に、この現地は既に資材置場となっていましたので指導を行い、今回の転用届出となっています。また、4ページの図のこの角手前に重機などが農地パトロールの際には置かれていましたが、既に機材は全てどかさされており、鉄の板も全て撤去されていまして、この図のとおりになっています。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんのほうから何かありますか。一時転用ということなので7月になったらまた確認してもらいたいと思っております。よろしくお願い致します。他に何かありますか。では、協議事項に入りたいと思っております。（1）北多摩西部地区農業委員会検討会の開催について、よろしくお願い致します。

【事務局】 資料5ページをご覧ください。一般社団法人東京都農業会議から北多摩西部地区農業委員会検討会の開催についてということで通知文が来ています。「記」以下の部分につきまして、今回、検討会の開催が令和元年1月27日（月）午後1時半から、会場が武蔵村山市役所4階の会議室となっています。本検討会の協議事項の1つとしまして、各市の農業委員会の令和元年度の活動状況・成果と令和2年度に向けた活動について協議することとなっています。国立市の農業委員会としましては、資料の6ページから7ページが別紙1として、「2019年分農業委員会事務処理実績」となっています。また、資料8ページから9ページが、別紙2、「農業委員会・農業会議提携活動の成果・課題と今後の取り組みについて」ということで、別紙2を本検討会のほうで報告させて頂き、協議する形となっています。資料6ページから7ページの別紙1につきましては全て未記載となっていますが、調査対象期間が2019年1月1日から2019年12月31日となってい

ますので、まだ12月31日になっていませんので、今回は記載なしという形になっています。今回の処理実績として報告する点と致しまして、1. 農地法に係る処理件数・面積と調査実施実績、2. その他法令に基づく処理件数・面積と調査実施実績、3. 生産緑地に係る管理・証明と調査実施実績、4. 贈与税・相続税納税猶予制度、(1) 管理件数・面積と調査実施実績、(2) 証明・通知処理実績、最後に5. その他年間発行した諸証明実績となっています。続きまして、別紙2、資料8ページから9ページをご覧ください。黒文字のほうは昨年度と同様の内容となっています。また、赤字につきましては今年度新たに記載させて頂いた内容となっています。資料8ページから順に、1. 『行動する農業委員』活動の推進の、活動計画の作成、意見の提出・要請活動の推進、農業委員相談活動の推進につきまして、取り組み状況と成果、来年度の取り組みは記載のとおりとなっています。また、2. 農地の保全と利用促進の、「農地管理推進月間」、生産緑地の追加指定の推進につきまして、取り組み状況と成果、来年度の取り組みは記載のとおりとなっています。また、3. 企業的農業経営者の育成の、企業的農業経営者の育成と顕彰、農業経営意欲・能力のある担い手の育成支援につきまして、取り組み状況と成果、来年度の取り組みは記載のとおりとなっています。4. 地域農業の確立の、市民との交流事業の推進につきまして、取り組み状況と成果、来年度の取り組みは記載のとおりとなっています。5. 農業のある地域づくりの推進の、「農業のあるまちづくり」の推進、子ども達に農業への理解を求める活動、農業振興計画実行への協力につきまして、取り組み状況と成果、来年度の取り組みは記載のとおりとなっています。6. 情報活動の推進の、「農業委員会だより」の発行、及び市報の活用等、ポータルサイトによる活動の広報につきまして、取り組み状況と成果、来年度の取り組みは記載のとおりとなっています。また、農家座談会の開催につきましては、今年度、2020年2月に開催する予定となっています。「農業委員会だより」等の発行については、年2回発行する予定となっています。最後に、10ページのほうにも記載がございまして、7. 農政活動の推進の、国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討につきまして、取り組み状況と成果は記載のとおりとなっています。意見の提出・要請活動の推進は、していないという形になっています。8. 3年間(今期の任期満了まで)の重点活動目標の、農地の適正管理、都市農業の活性化につきまして、取り組み状況と成果は記載のとおりとなっています。9. 国・都の施策等に対する要望事項の、(1) 国に対する要望としては、相続税に係る物納の促進、都市農業振興基本法に基づく制度の構築について、記載のとおりをさせて頂いています。また、(2) 都に対する要望としては、農業所得向上に向けた支援制度の拡充、農業後継者への支援の充実、都市農業の役割を担う農業経営に対する助成制度の創設について、記載のとおりとなっています。以上について確認して頂きまして、ご協議して頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。今、事務局のほうから報告がありましたが、付け加えるようなことは何かありますか。

【事務局長】 事務局のほうから1点確認させて頂いてよろしいですか。10ページの9. 国・都の施策等に対する要望事項の相続税に係る物納の促進、この内容が、かなり以前からずっと続けているのですけれども、今、現時点においてこの要望内容でよろしいのでしょうか。

【北島会長】 その状況によってまた、農業者の物納といっても、現状に合わせて物納するのはなかなか難しいようなことがあるので、どうなのでしょう。

【田中委員】 物納の場合の評価ってどういう評価なのかちょっとわからないですけれども。単純に宅地の2倍に評価されるということですか。

【小鹿倉委員】 農地は評価が安いですよ。これを宅地の2倍となると、多分、かなりの無理な評価になると思います。

【田中委員】 そうですよ。具体的にどういうことなのかなと思って。

【小鹿倉委員】 国としては多分これは受け入れられないのではないのでしょうか。農地はある程度評価を落としています。納税猶予を受ける場合は当然、農業都市課税猶予税に比べて安いと思いますが、通常の、一部農地の場合には多分宅地並み課税にはなっていると思います。宅地並みとかというものだったらいいのかもしれないのですけれども、宅地より倍高いというところがちょっと。

【田中委員】 これはただ要望ですよ。具体的に現実にそういう案件が認められているわけではないですよ。

【北島会長】 物納といっても、持っている人がいい場所を持っていけば税務署のほうで物納は受けないのでしょ。

【小鹿倉委員】 そうですね。換価するためにやっぱり売りやすいところの土地をとっていきますので。

【北島会長】 そうですよ。ここを物納したいからと言っても、こちらのほうにもっといい場所があるのではないですかと言われますよね。その辺が物納の難しいところですよ。

【小鹿倉委員】 そうですね。だから、その農地しかなければそれは問題ないというのがあるのでしょけれども、この場合は多分農地に限定していますね。これはどういう意味なのか。農地を維持するためということですかね。でも、物納してしまったら農地が維持していけないですから。

【田中委員】 ちょっとこの内容、意味がわかりづらいです。

【北島会長】 この文言を直したほうがいいですかね。

【田中委員】 直すというか、これだと内容がよくわからないですね。余り現実的ではないような気がします。これは国立市として出すのですか。

【事務局長】 これは国立市農業委員会として出します。

【北島会長】 多少、直したほうがいいですよ。

【事務局長】 過去にこうなったのだと思うのですけれども、ずっと継続をされていて、手を入れない状況だと思います。

【遠藤（利）委員】 どうなのですかね。事務局長の言うように、物納自体の規制が厳しくて、現金納付が原則ではないですか。だから、現金を置いておいて物納優先というわけにはいかないし。物納自体が時代に合っていないのではないかなと。

【事務局長】 その下も、都市農地等保全のための新たな制度を構築としてあります。制度は出そろった感があるのですけれども、さらにどういう制度を期待するのかというのがあれば、この記載でよろしいのかなと思います。

【田中委員】 この内容案もずっと前からこの内容ですか。

【北島会長】 結構前からこの文章ですよ。

【田中委員】 時代に合わせたほうがいいということですかね。

【北島会長】 そのままになっているのですよ。

【小鹿倉委員】 この物納する土地というのは宅地という意味なのではないのでしょうか。農地を物納するわけではなくて、物納する宅地があった場合には、宅地はそれを2倍の評価をなささいという意味なのではないのでしょうか。農地は農地として残すということですよ、農地を維持するということから。

そうすると他にある宅地を物納、どうしても物納しなければいけないといった場合には、通常の宅地の評価の2倍でとりなさいよという意味なのかなというふうにも読めますよね。

【田中委員】 同じ内容で毎年出していて、別に何も認められないということは考慮されていないということでしょうか。

【事務局長】 物納は促進されたほうがよろしいのでしょうか。

【田中委員】 今の現状で言うと、農地の物納じゃなくていいということでの物納という話じゃないですか。物納はどこでも物納できるわけではないから。

【小鹿倉委員】 今言って頂いたところは大体減少傾向になっています。余りとりたがらないというか。

【田中委員】 ただの空き地になってしまいますものね。

【北島会長】 さて、どうしましょうか。

【田中委員】 他市ではどのような内容で出しているのかというのはわからないでしょうか。

【事務局長】 わかります。資料がありますので。議題を進めておいてください。

【北島会長】 先へ進めさせてもらいます。協議事項（2）農地利用状況の調査の指導対象者への指導改善状況について、よろしくをお願いします。

【事務局】 こちらにつきまして資料はございません。前回、11月農業委員会総会でもこちらについてご報告頂きましたが、改めて進捗状況を各地区の農業委員の皆様からご報告を頂きまして、今後の対応等についてご協議頂ければと思います、よろしくお願い致します。

【北島会長】 指導済みのところで改善されているところはいいのですね。未改善のところで、Aさん。泉5丁目、これは。

【遠藤（利）委員】 改善されていません。口頭では前回申し上げましたけれども、改善されていないということで、ただやはり猶予制度も受けているので、本人のためには、文書なり出さざるを得ないのかなというふうには、個人的には考えています。

【北島会長】 まだこれからも指導していくということですかね。

【遠藤（利）委員】 そうですね。

【北島会長】 Bさん。

【田中委員】 そこは、この間草を刈っていました。

【北島会長】 現地確認がまだということなんですけれども。

【田中委員】 草はまとめていましたけれどもね。

【遠藤（利）委員】 城山のところですよ。

【田中委員】 そうです。

【遠藤（利）委員】 城山のところはされていますね。

【北島会長】 では、もういいですか。農転予定で、Cさんは農転予定。Dさんですが、この前も行ったのですが、まだやっている最中なんですよ。まだ全部は改善されていません。三角です。Eさんも、今農転の予定です。Fさんも、一部草が刈ってあるのですが、まだ残っているところもあって未改善です。Gさんはきれいになっていました。Hさんは、文書を送っているのですが、いまだにきれいになっていません。Iさんはきれいに改善されていました。Jさんはどなたですかね。売却予定と書いてある。

【遠藤（利）委員】 そうです。ですから、その辺がまだはっきりしていないのでそのままです。

【北島会長】 Kさん、西三丁目。

【佐伯（達）委員】 水田だろうなというところは前と変わりませんが、トラクターで耕うんしてありました。

【北島会長】 では、大丈夫なんですね。

【佐伯（達）委員】 はい。

【北島会長】 Lさんの泉三丁目。

【佐伯（達）委員】 そちらも耕うんしてありましたので改善しています。

【北島会長】 あと、Mさん。

【佐藤委員】 もう建物の基礎が始まっています、もう農地ではない現状です。

【北島会長】 わかりました。まだ未改善のところは改めてまた指導してください。よろしいでしょうか。

【澤井委員】 今の中で、前回、総会終了後に皆さんで確認して頂いたNさんですけれども、あの後もう1回所有者のほうに行ってきました。所有者は寝たきりということで状況は変わりなくて、所有者の奥さんに、また適正な管理をお願いするというようなお話をしてきました。息子さんと事務局で調整して頂くというようなお話になったのですけれども、また、けさ方、ここに来る途中で現況を確認してきましたけれども、状況は変わっていませんでした。

【北島会長】 では、事務局で話したのかな。

【澤井委員】 一応、やりとりして頂いたということで、自分のほうからの話と同じようなお話をしてくださったということです。

【北島会長】 わかりました。

【事務局】 前回の11月の農業委員会総会で、各農業委員の皆さんから報告の指導状況のところ、改善されているよという話があったと思うのですけれども、それについては、今回につきましても既に改善済みという形でよろしかったですね。

【北島会長】 はい、改善されていれば。それと、家がわからないので、Hさんの連絡先を教えてくださいたいんですけども。電話をしたくても電話もできないんですよ。

【事務局】 わかりました。調べてみます。

【北島会長】 では、報告事項に入りたいと思います。（1）第39回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定について、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料11ページをご覧ください。こちらは一般社団法人東京都農業会議から、第39回農業後継者顕彰事業における受賞者の決定についてということで通知文が来ています。12ページをご覧ください。1の東京都農業会議会長賞、O様が正式に決定されましたのでご報告させていただきます。以上です。よろしくお願ひ致します。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいですかね。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 次、（2）第59回企業的農業経営顕彰における受賞者決定について、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料13ページをご覧ください。一般社団法人東京都農業会議から、第59回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定についてということで通知文が来ています。資料14ページに記載がありますが、1. 東京都農業会議会長賞として佐伯達哉委員が正式に受賞されたこと

でご報告申し上げます。よろしくお願ひ致します。

【北島会長】 ありがとうございます。これもよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、その他、よろしくお願ひします。

【事務局】 1つ目として、「令和元年台風19号等の災害被害義援金」の募集について、前回の農業委員会総会のほうでもこれについてお話し頂きましたが、こちらにつきまして、12月4日(水)、1口1000円の10人分で1万円、手数料660円の合計1万660円を送金させて頂きました。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。これは問題ないですね。次をお願いします。

【事務局】 令和元年度稲作体験学習会事業農機具等借上料としまして、借り上げた実績を今から読み上げます。4月3日、遠藤利光委員、トラクター、9アール、4月15日、遠藤利光委員、トラクター、9アール、5月13日、北島義昭委員、草刈り機、1時間、佐藤満雄委員、草刈り機、1時間、田中賢治委員、草刈り機、1時間、6月1日、遠藤利光委員、トラクター、5アール、北島義昭委員、トラクター、5アール、6月19日、北島義昭委員、テラー、1アール、北島義昭委員、トラクター、2アール、遠藤利光委員、トラクター、9アール、佐伯雅宏委員、ショベルカー、30分、佐藤満雄委員、草刈り機、1時間、田中賢治委員、草刈り機、1時間、9月5日、佐藤満雄委員、草刈り機、1時間半、田中賢治委員、草刈り機、30分、9月26日、北島義昭委員、バインダー、1時間、佐伯達哉委員、バインダー、1時間、11月5日、北島義昭委員、ハーベスター、1時間半、佐伯達哉委員、ハーベスター、1時間半、佐藤満雄委員、もみすり機、1時間半、佐伯達哉委員、もみすり機、1時間半、11月6日、遠藤利光委員、トラクター、9アール、以上となっています。以上の内容で請求書をご用意していますので、北島会長、遠藤利光委員、佐藤満雄委員、佐伯達哉委員、田中賢治委員は、お手数ですが、会の終了後に請求書に押印をお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。

【事務局】 続きまして、令和2年度稲作体験学習会の田植えの日程の変更についてご報告させて頂きます。来年、令和2年の稲作体験学習会の田植えにつきまして、当初、令和2年の6月25日(木)としていましたが、JA東京みどりの総代会が6月25日(木)にございまして、令和2年6月26日(金)に変更となりましたので、ご確認のほどよろしくお願ひ致します。予備日は6月30日(火)になっています。

【事務局】 引き続き、農業委員改選に係る推薦公募方法について、資料はございませんが、口頭でご説明させて頂きます。今後回覧等を予定しています推薦及び募集要領の記載概要予定を、前回の要領を参考にご説明させて頂きたいと思ひます。まず、推薦及び募集の対象ですが、農業委員会委員候補者となっています。また、推薦及び募集の期間ですが、令和2年2月中旬頃から3月中旬頃までの1カ月間を予定しています。こちらにつきましては、市報2月5日号、また市のホームページで概要を周知させて頂く予定です。あわせて、要領本文また要領様式につきましては、2月上旬に農業協力委員を通じて地区回覧を行う形とさせて頂き、また、市のホームページでも公表させて頂く予定です。推薦及び応募の資格ですが、次のいずれにも該当する方です。また、推薦または応募の方法ですが、推薦書または応募申込書に所用事項を記入し、記名押印または署名押印の上、提出頂くこととしています。提出方法については、持参または郵送、郵送につきましては、当日



消印のみ有効となっています。提出先は、国立市役所3階南部地域まちづくり課農業振興係となっています。持参受付時間につきましては、開庁時間の午前9時から午後5時までとなっています。その他事項につきましては、個人による推薦については、3名以上の推薦者が必要となっています。また、法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所を除き、全て公表の対象となっています。候補者の選考ですが、農業委員会委員被推薦者等評価委員会の検討を経た後、市長が候補者を決定する予定です。改選の定数ですが、農業委員会委員10名となっています。任期につきましては、令和2年7月20日から3年間となっています。その他、農業委員の職務また身分及び報酬等を要領に記載させて頂き、皆様方に回覧、また市ホームページ等で公表させて頂く形とする予定となっています。よろしくお願い致します。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんのほうから質問はありますか。よろしいでしょうか。農地パトロールのほうでNさんについて事務局と話しているという話ですが、その状況を教えてもらいたいのですが。

【事務局長】 12月2日に息子さんから電話がありまして、11月29日に農業委員全員で現地確認しましたと、その中で出た意見が、樹木の手入れがされていない状況なので、他の生産緑地所有者と比較して環境がよくないという話が出ましたと、手を入れるか伐採するか、どちらか選択の上対応してくださいと、このままだと課税にも影響しかねませんよ、そこまで一応話しましたところ、一部分は他人の土地であるということでしたので。

【北島会長】 他人の土地ですか。

【事務局長】 はい。北側の一部。でも、この一部なので。

【北島会長】 きれいになっているところが他人の土地ということ、畑になっているところ。

【田中委員】 そこはきれいな畑でしたね。

【事務局長】 大部分はNさんの畑なのでお願いしただけで終わってしまいました。その場では返答はもらっていないです。それから、その農地パトロールに関連して、課税課のほうから課税変更の情報が出ていまして、パトロールで見て頂いた甲州街道のインター入口から多摩青果のほうに下っていく交差点から200メートルぐらいの西側に入ったところが、地目は農地ですけれども、畑から駐車場に変わっていた箇所があって、そこは転用が必要ですねという話をもらいました。

【北島会長】 道のところですかね。

【事務局長】 新しい方だと思います。

【北島会長】 転用届を出すつもりで動いていて、さっきもそういうふうに報告してあるけれども。

【事務局長】 そうなのですね。ここが課税課から、課税変更していますという話でした。あともう1点は、東四丁目の畑で、学校の北側。駐車場に一部なっています。

【佐藤委員】 Pさんですか。

【事務局長】 所有者はQさんといいます。

【佐藤委員】 Qさんですか。では、違います。Pさんの奥。

【事務局長】 そこが建築される計画のようなので、そこも課税変更しますとのこと。

【佐藤委員】 では、Pさんのあれだから、子供かなんかではないですか。

【遠藤（利）委員】 ではないのかな。詳しくは知らないですが。

【事務局長】 課税変更についてはその2件ということでしたので、再度確認しまして、農地パト

ロールで指導対象となった田んぼ、畑については、この1月1日で課税変更はせずに引き続き指導と肥培管理の徹底をお願いするということになりましたのでよろしくお願い致します。

【田中委員】 さっきのNさんのところも1年間は猶予されるつもりですね。その間にやってあげるといふ。

【北島会長】 ただ、特定生産緑地の問題が出てくるところはどのなのでしょう。

【事務局長】 特定生産緑地のほうは、現状をちゃんと管理していない、例えば農地パトロールで指導をされているような田畑は受けられないところなのですけれども、それを判断するというところで農業委員会に意見聴取をするという手続を入れる考えだそうです。

【北島会長】 わかりました。

【事務局長】 その辺の判断は、各市情報交換をしまして、きちんと肥培管理をしていないところ、何回も指導を受けているところは、受けられないようです。

【田中委員】 そうですね、それでまた10年延びてしまいますものね。

【北島会長】 その他ありますか。

【事務局長】 先ほどの北多摩西部地区農業委員会検討会の件にまた戻らせて頂きますが、例えば立川市、ちょうど今年の平成31年1月の地区別検討会資料を見ますと、立川市として、9番の国・都の施策等に対する要望事項はなしと、空欄です。昭島市は、相続税納税猶予制度について、都市農業を継続するために必要不可欠なものであり、制度の堅持を要望する。また、収用等に係る国税の緩和及び制度上の緩和措置の要望、都に対する要望については、農業振興施策の拡充として、認定農業者に対する支援の拡充、支援を要望する。国分寺ですと、国に対する要望は、相続税猶予制度の基本堅持と必要な見直し、内容はちょっと長文になるので省略します。もう1点が、都市型の認定農業者支援策、もう1点が、農業委員会の取組に対する財政的支援策、また、都に対する要望は、生産緑地の買取申し出について、農業委員会の取組に対する財政的支援策について、温室の設置についてというように、各市いろいろ特色を持った要望になっていますが、いかがでしょうか。一部文言の修正をして、例えば物納の促進については、農地を維持するため、物納促進を図るよう制度改善を行うことというふうにしてみたらどうでしょうか。

【田中委員】 漠然としていますけれども、まあ2倍はないほうがいいですね。

【北島会長】 かなり厳しいですよ。

【田中委員】 2倍はわかりづらいですよ。

【北島会長】 いいのではないのでしょうか。

【事務局長】 次の、都市農業振興基本法に基づく制度の構築、都市農地等保全のための新たな制度を構築することについてはどうでしょうか。

【田中委員】 新たな制度と言われても、具体的にはないのでしょうか。現在ある制度を維持するとか、内容はどんな制度が盛り込まれているのかちょっとわからないのですけれども、出すとするなら、そのままにするより。

【事務局長】 3行目は支援という言葉に変えてもよかったですね。新たな支援制度。法制度は変わったけれども、それに付随する支援制度という文言整理はいかがでしょうか。

【北島会長】 支援制度ですね。

【田中委員】 前向きにお願いしますということで、いいかと思います。

【北島会長】 では、それでいいですかね。

【田中委員】 そうですね、ずっと変わらないというのもおかしいですね。

【北島会長】 では、そのように変えていくことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、ちょっと文言を変えていきたいと思います。あと、その他。

【事務局】 11月の農業委員活動記録カードの集計の結果を報告致します。A「総会、全員協議会」9件、B「農業委員会・農業会議」の会議・研修等8件、C「その他の会議・会合」2件、E「市民・学校教育との交流活動」14件、F「現地確認」1件、H「相談・指導・調整」2件、I「その他」23件、計59件となっています。続きまして、農業委員会1月の総会日程の調整をお願い致します。候補日と致しまして、令和2年1月27日(月)10時から第4会議室、令和2年1月28日(火)10時から議会委員会室、令和2年1月29日(水)10時から議会委員会室、以上になります。よろしくお願い致します。

(協議)

【北島会長】 1月27日の第4会議室で開きたいと思います、よろしくお願い致します。

【事務局】 ありがとうございます。

——了——